

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百三十五条第一号」を「第百三十五条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改める。

第二条中「第百三十五条第二号」を「第百三十五条第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改める。

第三条中「第百三十五条第七号」を「第百三十五条第一項第七号」に、「同条」を「同項」に改める。

第四条中「第百三十五条第十二号」を「第百三十五条第一項第十二号」に、「同条」を「同項」に、「区

分ごとに」を「者の区分に応じ、」に改める。

第五条及び第六条中「第百三十五条第十三号」を「第百三十五条第一項第十三号」に、「同条第十三号」

を「同項第十三号」に、「が同条」を「が同項」に改める。

第七条中「第百三十五条第二十二号」を「第百三十五条第一項第二十二号」に、「同条」を「同項」に、

「区分ごとに」を「者の区分に応じ、」に改める。

第八条第一項中「第三百三十五条第二十三号」を「第三百三十五条第一項第二十三号」に、「同条」を「同項」に、「第三百三十一条の六第一項」を「第三百三十二条の四第一項」に、「第三百三十一条の八第一項」を「第三百三十二条の六第一項」に改める。

第九条中「第三百三十五条第二号」を「第三百三十五条第一項第二号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「又は同条第七号」を「同項第七号」に、「が同条」を「又は同項第二十五号、第二十七号若しくは第二十八号に掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするものが同項」に、「及び第三条」を「第三条、第九条、第十一条及び第十二条」に改め、同条を第十七条とし、第八条の次に次の八条を加える。

（機体認証に係る手数料の額）

第九条 法第三百三十五条第一項第二十五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三百三十二条の十三第五項第一号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（当該無人航空機について機体認証の申請を行う者が同時に当該無人航空機の型式と同一の型式の他の無人航空機について機体認証の申請を行う場合における当該他の無人航空機（以下この条において「追加機体」という。）にあつては、四万九千円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万四千円（追加機体にあつては、四万三千四百円）

ロ 法第三百三十二条の十三第五項第二号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それ

ぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十四万千百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 航空の用に供した無人航空機 一機につき百五十九万二千二百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき百五十九万三百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

二 第二種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第百三十二条の十三第六項第一号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分

に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百

五十円）

ロ 法第三百三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分

に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証又は第二種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追

加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体

に応じ、国土交通省令で定める額

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それ

ぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 第二種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十二万円を超えない範囲内に

において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

て、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

ハイ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、

それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百五十円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それ

ぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 航空の用に供した無人航空機 一機につき九十九万四千八百円を超えない範囲内において、最

大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき九十九万二千九百円を超えない範囲内に

おいて、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(機体認証書又は型式認証書の再交付に係る手数料の額)

第十条 法第三百三十五条第一項第二十六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 機体認証書の再交付を申請する者 一機につき千六百五十円

二 型式認証書の再交付を申請する者 一件につき千七百五十円

(型式認証に係る手数料の額)

第十一条 法第三百三十五条第一項第二十七号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式 一件につき三十万七千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき二百七十三万八千八百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式 一件につき十五万五千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき百六十一万四千六百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額)

第十二条 法第三百三十五条第一項第二十八号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 八十二万六千七百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 当該型式の無人航空機に係る塗装の変更その他これに類する安全性及び均一性に影響しない設計又は製造過程の変更(次号ロにおいて「軽微変更」という。)をしようとする場合 三万五千四百円

二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 四十九万八千九百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 軽微変更をしようとする場合 三万五千四百円

（無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額）

第十三条 法第百三十五条第一項第二十九号に掲げる者が法第百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 一万九千九百円を超えない範囲内において、法第百三十二条の五十五の試験に関する実施細目（身体検査に係るものに限る。）に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 学科試験 九千九百円

ハ 実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

二 二等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定め

る額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 前号イに定める額

ロ 学科試験 八千八百円

ハ 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、

国土交通省令で定める額

2 法第三百三十五条第一項第二十九号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、三千円とする。

（無人航空機操縦者技能証明書の再交付に係る手数料の額）

第十四条 法第三百三十五条第一項第三十号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

（無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新に係る手数料の額）

第十五条 法第三百三十五条第一項第三十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料

の額は、二千八百五十円とする。

（無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額）

第十六条 法第三百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が法第三百三十二条の五十二第二項において準用する法第三百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 無人航空機の種類に係る限定のみを変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万六千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万二千四百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

二 無人航空機の飛行の方法に係る限定のみを変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万四千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応

じ、国土交通省令で定める額

2 法第三百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

附 則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

理 由

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、機体認証を申請する者等が納付すべき手数料の額を定める必要があるからである。